

核兵器禁止条約への署名及び批准に関する意見書（案）

核兵器禁止条約（以下「条約」という。）が2021年1月に発効した。2020年11月3日、ニューヨークにおいて開催された国連総会第一委員会で、条約への署名及び批准を呼び掛けた決議が118か国の賛成で採択され、署名国が86か国、批准国が56か国となり、2021年9月現在、88の国・地域が署名あるいは批准をしている。

条約の発効は、日本の被爆者を始め、「核兵器のない世界」を求める多くの国・地域と市民社会が、核に固執する大国の妨害と逆流を乗り越えて達成した画期的な成果である。一方、日本政府は、核抑止力の正当性が損なわれるとして、条約に署名しない考えを表明している。しかし、核抑止とは核兵器による威嚇であり、いざとなれば使用することが前提となる。核兵器による威嚇を安全保障に位置付けることは、唯一の戦争被爆国として許されるものではない。

都は、平成7年3月の第5回東京都平和の日記念式典において採択された「東京都民平和アピール」の中で、「私たちは、軍縮と核兵器の廃絶を機会あるごとに強く訴え、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓います。」とうたい、核兵器廃絶の立場を明確にしている。

また、条約への参加を求める意見書を採択した自治体は600を超え、民間団体による世論調査では国民の約7割が、日本は条約に参加すべきだと回答しており、こうした多数の声に日本政府は速やかに応えるべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、条約への署名及び批准をすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

} 宛て